

議案第 6 号

日野町情報公開条例の一部改正について

日野町情報公開条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 3 月 3 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町情報公開条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

独立行政法人通則法の改正により「特定独立行政法人」は廃止となり、新たな身分として「行政執行法人」が定められた。日野町の条例中この語句を含む規定としては日野町情報公開条例があり、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めることが必要となった。

2 改正内容

- ・特定独立行政法人を第7条第1号ウ中の「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
- ・その他文言の整理を行う。

3 附則規定

平成27年4月1日から施行する。

日野町情報公開条例の一部を改正する条例

日野町情報公開条例(平成13年日野町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公開請求の手続)</p> <p>第6条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前条</u>第4号に掲げるものにあつては、利害関係を有する事由</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(実施機関の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>	<p>(公開請求の手続)</p> <p>第6条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第5条</u>第4号に掲げるものにあつては、利害関係を有する事由</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 略</p> <p>(実施機関の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求にかかる公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容にかかる部分(当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。)

エ 個人の権利利益を不当に害するおそれがなく、公にすることが公益上必要であると認められる情報

オ 当該個人が公にすることに同意している情報

(2)～(8) 略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容にかかる部分(当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。)

エ 個人の権利利益を不当に害するおそれがなく、公にすることが公益上必要であると認められる情報

オ 当該個人が公にすることに同意している情報

(2)～(8) 略

附 則

この条例は平成27年4月1日から施行する。